

第4・5学年学生

専攻科生 諸君

学 生 主 事

令和7年度高等教育の修学支援新制度
(給付奨学生在学採用(二次採用)及び授業料等の減免)について

このことについて、申請を希望する学生は、下記ホームページ及び別紙で自らが対象となるかを確認の上、学生課学生係で申請書類を受け取り、手続きを済ませること。

給付奨学生として採用された場合、令和7年10月分より奨学金が毎月支給され奨学金支給区分に応じて、授業料が全額減免、2/3減免、1/3減免されます。

すでに奨学生である場合、又は申請中は新たな申請は不要です。

記

・申請書類配付期間: 令和7年7月15日(火) ～ 10月1日(水)

・学生係へ「給付奨学金確認書」等の提出期限: 令和7年10月3日(金)

※申請書類配付期間後でも対応しますので、学生課学生係へ連絡ください。

なお、令和7年度から、子供3人以上の世帯※1への授業料等の無償化が拡充されています

※1令和5年12月31日時点の情報により扶養する子供の数で判定されます。

○制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について(日本学生支援機構ホームページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



以上

認定要件

(1) 4, 5 年生及び専攻科生

(2) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(3) 進学するまでの期間等に関する要件

- ・ 4 年次編入学生は、高等学校等（高専 3 年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が 2 年を経過していない者等
- ・ 高等専門学校を卒業し、それから 1 年未満の間に、認定専攻科へ入学した者

(4) 学業成績等に関する基準

○ 4 年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専 1～3 年次）における評定平均値が 3.5 以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位 2 分の 1 以上であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○ 5 年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ 前学年までの在学中中の GPA 等が、在学する学科等における上位 2 分の 1 の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(5) 家計の経済状況に関する基準

○支給算定基準額【算式】＝市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に 3/4 を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3
第Ⅳ区分（多子世帯）	51,300 円以上～154,500 円未満	満額（上限の範囲内）
多子世帯	上記に関わらず収入制限なし	満額（上限の範囲内）

※申請前に家計の状況が収入基準に該当するか、「進学シミュレーター」から、ご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



○資産基準

I～Ⅳ区分：学生及び生計維持者（2 人）の資産額の合計が 5,000 万円未満

多子世帯：3 億円未満

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）